

<問題1> (配点：1)

日本国内に設置されたコンピュータを利用した技術の提供等に係る許可の要否に関する以下の記述のうち、正しい説明の組合せを選びなさい。

- A 日本国内に設置された輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当するスーパーコンピュータに海外からリモートアクセスさせる場合、貨物の輸出としての許可は不要であり、そのスーパーコンピュータ上で利用させるプログラムにリスト規制に該当プログラムがあっても、その該当プログラムを海外からダウンロードさせるのであれば役務取引許可は必要ない。
- B 日本国内に設置された輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当するスーパーコンピュータを日本国内の非居住者に利用させる場合、そのスーパーコンピュータ上で利用させるプログラムにリスト規制に該当するプログラムがあれば、原則として役務取引許可が必要となる。
- C 日本国内に設置された輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当するスーパーコンピュータに海外からリモートアクセスさせる場合、該当貨物を輸出するのと同等であるので輸出許可が必要である。
- D 国内の顧客A社向けに開発し、SaaSで提供している該当プログラムを利用させるサービスを、今後、海外を含めた顧客に対しても制限なく有償で提供することになった。この場合、当該プログラムが市販プログラム特例（貿易外省令第9条第2項第十四号イ）の要件を満たせば、役務取引許可申請は必要ない。

- 1. A
- 2. A・D
- 3. B・C
- 4. B・C・D
- 5. B・D

<問題2> (配点：1)

貨物の輸出とそれに伴う技術提供に係る許可の要否等に関する以下の記述のうち、正しい説明の組合せを選びなさい。

- A 輸出令別表第1の5から13の項の中欄に掲げる貨物をリベリアに輸出するときに適用できる少額特例は100万円以下（告示貨物を除く）であるが、別表第1の16の項に掲げる貨物であって、通常兵器開発等省令の要件に該当する場合の少額特例は5万円以下である。
- B 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物をインドに輸出するときに適用できる少額特例は5万円以下であり、この貨物が、核兵器等開発等省令の要件に該当する場合であっても5万円以下であれば少額特例が適用できる。
- C 商社Xが輸出令別表第1の2の項に該当する振動試験装置の輸出許可を取得した。この装置を操作するための必要最小限の技術を提供するにあたり、貿易外省令第9条第2項第十二号の要件を満たしていれば、この装置のメーカーYは役務取引許可を申請することなく、需要者に対して提供することができる。
- D 台湾から旋盤加工用の工作機械を調達する契約を結んだが、受け取った梱包を開いてみると、注文していない研削用の工作機械が入っていた。この工作機械は輸出令別表第1の2から16の項のいずれに該当するかは即座に判断できないが、輸出令別表第1の1の項には該当しないことまでは分かった。特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得し、包括許可要領の要件を満たせば、同許可を用いてこの工作機械を台湾に返送することができる。

- 1. A・C
- 2. A・C・D
- 3. B・D
- 4. B・C
- 5. C・D

<問題3> (配点：1)

技術の提供に係る許可の要否等に関する以下の記述のうち、正しい説明の組合せを選びなさい。

- A フランス国内の研究所に勤務するイラン国籍の研究者に日本からリスト規制該当技術を提供することは、イランに対する技術提供として、必要な役務取引許可を取得しなければならない。
- B ブルガリアの取引先に提供予定の技術について、該非判定の前に貿易外省令第9条第2項第九号のいわゆる公知の技術としての要件である不特定多数にすでに公開されている技術であることは確認できたが、公知の技術には、特例を適用できない技術があるので、該非判定を確認しなければ許可なく提供することはできない。
- C 輸出令別表第1の7の項に該当する半導体製造装置の輸出許可を取得した。この装置を操作するための必要最小限のプログラム(オブジェクトコード)を提供するにあたり、貿易外省令第9条第2項第十四号ホ(貨物の使用のための必要最小限のプログラム)の要件を満たしていれば、装置の輸出前であっても役務取引許可を申請することなく、荷受人に対して提供することができる。
- D 慣性航法装置用プログラムとして外為令別表の15の項に該当するプログラムを評価するために英国から無償で提供を受けて、3か月にわたる社内での評価が完了した後にこのプログラムを英国に無償で返送する予定であるが、この返送には特別一般包括役務取引許可を適用することができる。

- 1. A・B・D
- 2. A・C
- 3. A・C・D
- 4. B・C
- 5. C・D

<問題4> (配点：1)

次のAからDまでのうち、日本の輸出者が外国のメーカーに該非を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 東京の貿易会社Aは、中国のメーカーBより、外為令別表の8の項に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーBにスペックを確認する。
- B 名古屋の貿易会社Cは、中国のメーカーDより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術Yを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category3 Electronics の英文を参考にメーカーDにスペックを確認する。
- C 大阪の貿易会社Eは、香港のメーカーFより、輸出令別表第1の6の項に関連する貨物Zを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の6の項は、MTCRの規制なので、MTCRのサイトにある英文を参考にメーカーFにスペックを確認する。
- D 福岡の貿易会社Gは、オーストラリアのメーカーHより、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物Vを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の2の項は、NSGの規制なので、NSGのサイトにある英文を参考にメーカーHにスペックを確認する。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B× C○ D○
3. A○ B○ C× D×
4. A○ B× C× D○
5. A○ B× C× D×

<問題5> (配点：1)

以下に示す外為令別表の7の項の規定について、AからEまでの説明のうち、正しい説明の組合せを選びなさい。

外為令別表の7の項

	技 術	<u>(X)</u>
7	(1) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (5) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)	全地域

- A 輸出令別表第1の7の項(10)に該当する波形記憶装置の使用に係る技術は、外為令別表の7の項に該当しないといえる。
- B (X)には、「提供地」が入る。
- C 輸出令別表第1の7の項(16)に該当する貨物の使用に係る技術は、外為令別表の7の項(2)には該当しないといえる。
- D 外為令別表の4の項に該当する「集積回路の設計又は製造に係る技術」は、外為令別表の7の項(3)でも該当する。
- E 外為令別表の7の項(1)に該当する「電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術」は、外為令別表の7の項(5)には該当しないといえる。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題6> (配点：1)

外為法全般に関するAからDまでの説明のうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 外為法第68条は、主務大臣による立入検査を規定している。立入検査は、外為法違反に繋がることが多いことから、犯罪捜査のために用いることが認められている。
- B 輸出令別表第6に規定されている「一時的に出国する者や一時的に入国して出国する者」の「携帯品」及び「職業用具」とは、リスト規制に該当する貨物であっても、輸出令第4条第2項第四号の規定により、外為法第48条第1項の輸出許可が不要となる貨物である。
- C 外為法第53条により、経済産業大臣は、第48条第1項の規定による許可を受けないうで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、3年以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。
- D 経済産業大臣が輸出者に外為法第55条の11の規定による指導又は助言をした場合において、輸出者がなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者は、外為法第71条十号により処罰される。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B× C○ D○
3. A○ B○ C× D×
4. A○ B× C× D×
5. A× B× C○ D×

<問題7> (配点：1)

米国輸出管理規則 (EAR) の禁輸・特別規制及びテロ支援国規制に関する記述として、誤っているものの組合せを選びなさい。

- A シリアはテロ支援国とされており、日本からシリアに EAR 対象品目 (EAR99 の品目を含む) を再輸出する場合、BIS の再輸出許可が必要であり、適用出来る許可例外は無い。
- B キューバはテロ支援国とされており、日本からキューバに EAR 対象品目 (EAR99 の品目を含む) を再輸出する場合、原則として、BIS の再輸出許可が必要になる。ただし、特定の許可例外により許可不要になりうる。
- C スーダン<sup>1</sup>はテロ支援国とされており、日本からスーダンに EAR 対象品目 (EAR99 の品目を含む) を再輸出する場合、原則として、BIS の再輸出許可が必要になる。ただし、特定の許可例外により許可不要になりうる。
- D イラクはテロ支援国とはされていないが、日本からのイラクへの EAR 対象品目 (EAR99 の品目を含む) の再輸出は、用途が「軍事エンド・ユース」であること又は需要者が「軍事エンド・ユーザー」であることを知り又は知りえたときは、用途が、大量破壊兵器や核に関連していなくても、原則として、BIS の再輸出許可が必要になる。ただし、用途が米国政府機関・担当者による公的利用であるときや需要者がイラク政府であるときは、許可不要になりうる。
- E ロシアはテロ支援国とはされていないが、日本からのロシアへの EAR 対象品目 (EAR99 の品目を含む) の再輸出は、用途が、ロシア領海における石油又はガスの探査又は生産のためであるときは、原則として、BIS の再輸出許可が必要になる。ただし、特定の許可例外により許可不要になりうる。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 8 > (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)の「規制品目リスト(CCL: Commerce Control List)」に関する記述として、正しいものの組合せを選びなさい。

- A EAR99 品目は、規制品目分類番号(ECCN)で規制されているいずれの品目にも該当しないものに割り当てられ、一般禁止事項 1、2、3 によって許可対象になり得ない品目である。この EAR99 品目を EAR Part 746 で規定される禁輸国に再輸出しても輸出許可は必要とはならない。
- B 米国の「輸出管理制度改革」を実施するEAR見直しが2013年4月に公布、10月15日から施行され、国務省の「国際武器取引規則(ITAR)」下の「軍物品目リスト(USML)」で規制されていた品目の一部が、商務省のCCLへ「600番台」品目として移管された。「600番台」品目は、あらゆる輸出において国務省の個別許可証が必要となるUSMLからCCLに移管された品目である為、再輸出にあたって、いかなる許可例外も適用できない。
- C 外為法でリスト規制「非該当」と判定される品目はEARにおいてはEAR99に分類されると判断して問題ないので、用途や需要者に特段の懸念がない限り、日本から再輸出するにあたって米国政府の輸出許可は必要ないと判断している。
- D EARのCCLには全ての許可例外の適用可否が記載されている訳ではない。例えば、再輸出だけに適用可能な許可例外APRは、その適用可否はCCLには記載されておらず、許可例外APRの規定に適用要件が記載されている。
- E 2012年4月のEAR改訂により、新たに「0Y521」シリーズというECCNが設けられた。これは国際レジームの規制に由来しない品目であるが、米国が独自かつ一時的に規制するものをECCNとして設けたもので、地域安定規制理由(Regional Stability)に基づく規制品目である。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A



<問題9> (配点：1)

許可の有効期間、有効期限に関する説明として、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 輸出許可の有効期間は、その期間内に貨物の輸出がなされなければならない期間を意味する。なお、輸出の時点は、原則として、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時である。
- B 輸出許可の有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可を受けなければならない。
- C 輸出の許可の有効期間は、その許可の日から6か月とされているが、特に必要があると認められるときは、異なる有効期間が定められる。
- D 特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日となる。ただし、申請者名又は住所の変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日となる。

- 1. A× B○ C○ D○
- 2. A× B× C○ D○
- 3. A× B○ C× D○
- 4. A○ B× C○ D×
- 5. A○ B○ C× D×

<問題10> (配点：1)

経済産業大臣の輸出許可の要否に関する説明として、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A カタログ販売している輸出令別表第1の1から15までの項に該当しない光検出器について、米国のメーカーAから引き合いがあった。用途を確認したところ、米国の戦闘機に搭載するとのことだったため、当該光検出器を輸出するためには防衛装備移転三原則に従って経済産業大臣の輸出許可が必要である。
- B チェコのメーカーAから輸出令別表第1の16の項に該当する電源装置の注文があり、需要者、用途を問い合わせたところ、需要者はメーカーAであり、用途は重水の製造であることについて電子メールで回答があった。この場合、当該電源装置を輸出するためには経済産業大臣の輸出許可が必要である。
- C 中国の商社Aから中国の大学病院B向けに輸出令別表第1の16の項に該当するオシロスコープの注文があり、客観要件に該当しなかったため、輸出の準備を進めていたが、その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた。そのため、大学病院Bから医療用途以外には使用しない旨の誓約書を入手した上で、需要者、用途等を再度詳細に確認し、明らかガイドラインに基づいて慎重に審査した結果、客観要件に該当しないことは明確であったため、経済産業大臣の輸出許可は不要と判断し、予定通り輸出した。
- D エリトリアの商社Aから輸出令別表第1の16の項に該当するカメラの引き合いがあった。また、商社Aから電話があり、商社Aが輸入者、エリトリアの研究所Bが需要者であり、用途は地雷の開発であることの説明を受けた。この場合、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知がなくても、当該カメラを輸出するためには経済産業大臣の輸出許可が必要である。

1. A○ B× C× D×
2. A× B○ C× D×
3. A× B× C○ D×
4. A× B× C× D○
5. A× B× C× D×

<問題11> (配点：1)

次の記述は、キャッチオール規制に関する説明であるが、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

前提条件：①輸出者は、東京にある貿易会社で、AからDまでの貨物は、いずれも輸出令別表第1の16の項に該当することが事前に判明している。

②BからDまでの企業・大学は、外国ユーザーリストには掲載されていない。

- A ウクライナは、すべての国際輸出管理レジームに参加しているので、加速度計を輸出する際、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当しても、輸出許可は不要である。
- B インドにある大学に波形記憶装置を輸出する際、核兵器等開発等省令の別表行為に用いられるとしても、明らかガイドラインに基づくチェックを慎重に実施し、その結果、「明らかなきの除外規定」が適用できれば輸出許可は不要である。
- C タイにある企業にジャイロスコープを輸出する際、通常兵器キャッチオール規制のインフォーム要件に該当しても、明らかガイドラインに基づくチェックを慎重に実施し、その結果、「明らかなきの除外規定」が適用できれば輸出許可は不要である。
- D 中国にある大学にニッケル合金を輸出する際、通常兵器キャッチオール規制については、インフォーム要件に該当しなければ輸出許可は不要である。

- 1. A○ B○ C× D○
- 2. A○ B× C× D×
- 3. A× B× C× D○
- 4. A× B○ C○ D×
- 5. A× B× C○ D○

<問題12> (配点：1)

マレーシアの民間企業から、射程40キロメートルの地对空ミサイルの製造用として、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維の引き合いを受けた。この場合の説明として正しいものを1つ選びなさい。

1. 用途が「ミサイル製造用」である。したがって、核兵器等開発等省令第一号の「核兵器等の開発等」に該当する。
2. 用途が「ミサイル製造用」ではあるが、「射程40キロメートル」である。したがって、「射程若しくは航続距離が300キロメートル以上」を規制する核兵器等開発等省令第一号には該当しない。
3. マレーシアはキャッチオール規制の対象地域ではない。したがって、そもそも同規制の適用を受けない。
4. 用途が「ミサイル製造用」ではあるが、「射程40キロメートル」である。したがって、核兵器等開発等省令第一号の「核兵器等の開発等」には該当しないが、同省令同号の別表に掲げる行為に該当するか否かを確認する。
5. 需要者が「射程40キロメートルの地对空ミサイルの製造」を行っている。したがって、核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為に係る規定に基づき需要者要件に該当する。

<問題13> (配点：1)

輸出許可時に、外為法第67条の規定に基づき「条件」が付されたにも係わらず、当該条件を履行しなかった場合に科せられる同法上の罰則規定で正しいものはどれか。次の中から1つ選びなさい。なお、本設問は同法第67条のみの違反行為に限るものとする。

1. 7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。
2. 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が500万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。
3. 50万円以下の罰金に処する。
4. 単なる条件違反であり、外為法第48条第1項の規定への違反ではないので罰則規定は設けられていない。
5. 10万円以下の過料に処する。

<問題14> (配点：1)

輸出令別表第1の15の項に該当する貨物をノルウェーで開催される展示会に出展し、展示会終了後に日本へ積み戻すことを計画している。この場合において「輸出許可申請書」の「取引の明細」欄の「買主名」欄に記載すべき事項として正しいものはどれか。次の中から1つ選びなさい。なお、展示会への出展中は、輸出者自らが当該貨物を管理するものとする。

1. 「輸出者」の名称及びその住所」を記載する。
2. 「買主は存在せず」と記載する。
3. 「空欄」でよい。
4. 「展示会主催者」の名称及びその住所」を記載する。
5. 「展示会開催国」の名称及び国コード」を記載する。

<問題15> (配点：1)

以下のAからEまでのうち、正しい説明の組合せを選びなさい。なお、すべて日本から、1契約で輸出・提供され、かつ、キャッチオール規制の要件には該当しないものとする。

- A フランス向けに外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（総価額3万円）を書き込んだCDは、少額特例で輸出し、提供することができる。
- B タイ向けに外為令別表の9の項に該当するソフトウェア（総価額3万円）を書き込んだDVDは、一般包括役務取引許可を適用して輸出し、提供することができる。
- C 英国向けに輸出令別表第1の14の項に該当する貨物（総価額30万円）を輸出する場合は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる。
- D フランス向けに、告示貨物ではない輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額200万円）を輸出する際、イラクを経由する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できない。
- E 中国向けに、輸出令別表第1の15の項（2）に該当する貨物A（総価額4万円）を輸出する予定である。貨物Aは、輸出令第4条第1項第四号の少額特例で輸出することができない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. C・E
- 5. D・E

<問題16> (配点：1)

特別返品等包括輸出・役務取引許可を適用できない仕向地の組合せを選びなさい。

- A ポルトガル
- B スウェーデン
- C トルコ
- D ウクライナ
- E スペイン

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A



<問題17> (配点：1)

以下のAからEまでの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号が適用される組合せを1つ選びなさい。

<外為法(抜粋)>

第69条の6第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 (略)

二 第48条第1項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第25条第4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

- A 輸出令別表第1の1の項(13)に該当する軍用の化学製剤
- B 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械
- C 輸出令別表第1の4の項(9)に該当するジェットミル
- D 輸出令別表第1の15の項(3)に該当する核熱源物質
- E 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題18> (配点：1)

以下のAからEまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 東京に本社がある電機メーカーAは、特別一般包括許可の申請者の要件を満たしている場合、東京通商事務所に特別一般包括許可の申請ができる。
- B 名古屋に本社がある貿易会社Aは、特別一般包括許可の申請者の要件を満たしている場合、関東経済産業局に特別一般包括許可の申請ができる。
- C 札幌に本社がある貿易会社Aは、特定包括許可の申請者の要件を満たしている場合、北海道経済産業局に特定包括許可の申請ができる。
- D 関東経済産業局で特別一般包括許可証を取得した名古屋に本社がある貿易会社Aは、代表者名に変更があった場合は、「代表者名変更届」を関東経済産業局に提出する。
- E 中部経済産業局で特別一般包括許可証を取得した名古屋に本社がある貿易会社Aは、単なる住居表示の変更があった場合は、「住居表示変更届」を中部経済産業局に提出する。

- 1. A○ B○ C× D○ E×
- 2. A× B× C× D× E○
- 3. A○ B○ C× D○ E○
- 4. A× B○ C○ D× E×
- 5. A× B× C× D○ E○

<問題19> (配点：1)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「返送に係る輸出」の説明として、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。なお、AからDまでの貿易会社は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているものとする。

- A 大阪にある貿易会社Aは、シンガポールのメーカーBより、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器Xを5個購入したところ、メーカーBの担当者が誤って、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器Y5個を送ってきた。貿易会社Aは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、レーザー発振器YをメーカーBに返送することができる。
- B 東京にある貿易会社Aは、タイのメーカーBより、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器Xを5個購入したところ、メーカーBの担当者が誤って、輸出令別表第1の2から15までの項に該当する貨物であるか16の項に該当する貨物であるか必ずしも明らかでない電子部品Yを5個送ってきた。貿易会社Aは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用し、電子部品YをメーカーBに返送したが、返送後に電子部品Yは、輸出令別表第1の16の項に該当することが分かった。この場合、貿易会社Aは、当該返送に係る関係書類を5年間保管する必要がある。
- C 名古屋にある貿易会社Aは、マレーシアのメーカーBより、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器Xを5個購入したところ、メーカーBの担当者が誤って、輸出令別表第1の1の項に該当する電子部品Yを5個送ってきた。貿易会社Aは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用し、電子部品YをメーカーBに返送することができる。
- D 大阪にある貿易会社Aは、シンガポールのメーカーBより、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器Xを5個購入したところ、メーカーBの担当者が誤って、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器Y5個を送ってきた。メーカーBの担当者から貿易会社Aに、誤送したレーザー発振器Yは、香港にあるメーカーCに送るものだったので、メーカーBが送料等を全額負担するので、メーカーCに送ってほしいと頼まれた。この場合、貿易会社Aは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用し、レーザー発振器YをメーカーCに輸出することができる。

1. A○ B○ C× D○
2. A○ B× C× D×
3. A× B× C× D×
4. A× B○ C○ D×
5. A× B× C○ D○

<問題20> (配点：1)

東京にある貿易会社Aは、来月、①リスト規制に該当しない半導体製造装置X（初期製造時の市場価格は、700万円）1台と②関連の予備の部品（ポンプ2セット）をタイにある日系のICメーカーBに輸出する予定である。

①半導体製造装置Xの内部には、

輸出令別表第1の3の項（2）に該当するポンプYが2セット（半導体製造装置Xの初期製造時に、ポンプの専門メーカーにて、1セット20万円で購入）及び生産管理用に告示貨物でない輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置Zが1セット（半導体製造装置Xの初期製造時に、専門店です1セット90万円で購入）が正当に組み込まれており、

②関連の予備の部品として、ポンプYを2セット輸出する予定である。

この場合の貿易会社Aの対応について、正しい説明の組合せを選びなさい。

なお、貿易会社Aは、特定包括輸出許可及び特定子会社包括輸出・役務取引許可を取得していないものとする。

- A 貿易会社Aは、この場合、運用通達の10%ルールと少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- B 貿易会社Aは、この場合、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、輸出することができる。
- C 貿易会社Aは、この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、輸出することができる。
- D 貿易会社Aは、この場合、予備の部品であるポンプYの2セットについて、個別の輸出許可が必要である。
- E 貿易会社Aは、この場合、個別の輸出許可申請が必要で、その際、提出書類通達のI（許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項）に記載されている①から⑱の調査事項について確認する必要がある。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 2 1> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)の許可例外に関する記述として、正しいものを全て選びなさい。

1. 許可例外TSRは、確約書の事前入手を前提に国家安全保障(NS)規制に該当する貨物・技術・ソフトウェアのB国群向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が規制品目毎に規定されている。
2. 米国から日本に許可例外STAを適用して輸出された国家安全保障(NS)規制の理由のみで規制されている貨物をD:1国群である中国向けに再輸出する場合、許可例外APRの(a) [A:1国群等からの再輸出についての規定]は適用できない。
3. 許可例外CIVは、国家安全保障(NS)規制に該当する貨物・技術・ソフトウェアを用途に拘わらず北朝鮮を除くD:1国群向けに輸出・再輸出する場合に適用可能な許可例外であり、適用の可否が規制品目毎に規定されている。
4. 許可例外GBSは、国家安全保障(NS)規制に該当する貨物・技術・ソフトウェアのB国群向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が規制品目毎に規定されている。
5. 許可例外LVSは、B国群向けの少額貨物の輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否及び限度額が規制品目毎に規定されており、同一のECCNの貨物を同一の荷受人に対して輸出・再輸出する場合には年間輸出額が限度額の12倍を超えてはならないと規定されている。

<問題 2 2> (配点：2)

防衛装備移転三原則に関する説明として、正しいものを全て選びなさい。

1. 平成26年に、国家安全保障会議及び閣議において防衛装備移転三原則が決定されたのに基づき、輸出令及び外為令並びに関連省令が改正され、防衛装備移転三原則に係る手続きが規定された。
2. 防衛装備移転三原則において、「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出令別表第1の1の項に掲げるものの他、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。
3. 防衛装備の海外移転に当たっては、海外移転後の適正な管理を確保するため、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとされているが、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合には、仕向先の管理体制の確認をもって例外が認められることがある。
4. 米国との国際共同開発・生産に関する海外移転については、我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合でなくても、防衛装備の海外移転を認め得る案件とされている。
5. 防衛装備移転三原則において、紛争当事国への移転となる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととされているので、現在、ウクライナへは防衛装備を輸出することはできない。

<問題 2 3> (配点：2)

貿易外省令の特例について、以下の1から5までのうち、下線部分が正しい説明を全て選びなさい。なお、本問は条文の正誤を問う問題ではない。また、2から5までの提供技術は、使用技術告示にあたらぬ。

1. 東京にある企業Aは、役務取引許可申請は時間がかかるので、契約先のタイにある企業Bと事前に打ち合わせを行い、決められた日時にリスト規制に該当する技術Xを自社のサイト（不特定多数の者がアクセスできる。）にアップした。企業Aは、企業Bが、技術Xをダウンロードしたことをログで確認すると直ちに技術Xを自社のサイトから削除した。この場合、企業Aは、一時でも不特定多数の者がアクセスできる自社のサイトに技術Xを公開しているので、貿易外省令第9条第2項第九号の規定により、役務取引許可は不要である。
2. 据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の使用の技術の提供に関する貿易外省令第9条第2項第十二号の規定は、運用通達の10%ルールを適用して輸出する貨物の操作マニュアルであっても条件を満たせば適用することができる。
3. 据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の使用の技術の提供に関する貿易外省令第9条第2項第十二号の規定は、6年前に輸出した当該貨物の買主に、再度、操作マニュアルを提供する場合であっても条件を満たせば適用することができる。
4. 据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の使用の技術の提供に関する貿易外省令第9条第2項第十二号の規定は、当該貨物の買主、荷受人、需要者以外の者に、操作マニュアルを提供する場合であっても条件を満たせば適用することができる。
5. 輸出許可を取得した輸出令別表第1の2の項に該当するNC工作機械Xと同時に提供される汎用のNCプログラムY（外為令別表の2の項（2）に該当）は、いかなる形式でもソースコードが提供されないのであれば、貿易外省令第9条第2項第十四号ハの規定により、役務取引許可は不要である。

<問題24> (配点：2)

1から5までの記述のうち、無償告示が適用できないものを全て選びなさい。なお、以下の貨物は、すべて外為法第48条第1項の規定に基づく許可の対象であって、輸出令別表第1の1の項に該当するものではない。

1. シンガポールで開催される国際展示会に出品する目的で無償で輸出される貨物。この貨物は展示会終了後、日本に返送される。
2. インドネシアに輸出した装置が故障したため、故障した部品と同じ代替品を無償で輸出する。故障した部品は、代替品より先に無償で返送してもらう。
3. 自己使用で、市販されていない暗号機能を組み込んだ輸出令別表第1の9の項(7)に該当するパソコンを携帯して、1ヶ月の予定で国連武器禁輸国であるレバノンに取材目的で出国し、現地の住民に取材後、そのパソコンを日本に持ち帰る。
4. イランに輸出する化学品の入った運搬用の通い容器で、内容物の化学品を納入後に空容器として戻されるもの。なお、この設問においては内容物である化学品に関しては該非等も含め一切考慮しないものとする。
5. ドイツのメーカーAが東京で行われる国際見本市に出品するため、貨物を無償で東京に向けて輸出し、国際見本市終了後、その貨物を無償でメーカーAに返送する。



<問題 25> (配点：2)

遵守基準省令に関する 1 から 5 までの説明のうち、正しい説明を全て選びなさい。

1. 東京にある貿易会社 X は、リスト規制に該当しない製品のみを輸出しているが、遵守基準省令第 1 条でいう「統括責任者」を選任する法的義務がある。
2. 大阪にある貿易会社 X は、リスト規制に該当する製品を輸出している。したがって、遵守基準省令第 1 条でいう「統括責任者」及び「輸出等業務従事者」に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行う法的義務がある。
3. 横浜にある貿易会社 X は、リスト規制に該当する製品を輸出している。貿易会社 X は、遵守基準省令第 1 条でいう「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。
4. 東京にある貿易会社 X は、リスト規制に該当しない製品の輸出を行っている。全社員は、役員を含めて 200 名であるが、そのうち、輸出等業務従事者は、計 70 名である。この場合、貿易会社 X は、遵守基準省令によって、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」対象の社員は、70 名で、法的義務がある。
5. 名古屋にある貿易会社 X の国内子会社は、リスト規制に該当する製品を輸出している。この場合、貿易会社 X は、遵守基準省令では、国内子会社の輸出管理指導を行うことは、努力規定とされている。